

由利大内ウィンドファーム風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 2 9 年 5 月

JR 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 31 日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 29 年 3 月 1 日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 29 年 3 月 1 日（水）付 秋田魁新報（朝刊：6 面）

②地方公共団体の広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・平成 29 年 3 月 1 日（水）発行 広報ゆりほんじょう

③インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

なお、秋田県のウェブサイトより当社のウェブサイトへリンクをされることにより、準備書及び要約書が参照可能とされた。（別紙 3-2 参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎等での縦覧

秋田県庁本庁舎 環境管理課、秋田県由利地域振興局 福祉環境部、由利本荘市役所 生活環境課、由利本荘市大内総合支所 市民福祉課、由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課

②インターネットの利用による縦覧

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 29 年 3 月 1 日（水）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁・開館時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は、意見なしの 3 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は、492 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成 29 年 3 月 25 日（土） 14 時から 16 時
開催場所：岩城総合支所亀田出張所就業改善センター
来場者数：5 名
- ・ 開催日時：平成 29 年 3 月 26 日（日） 14 時から 16 時
開催場所：大内総合支所下川大内出張所
来場者数：7 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 3 月 1 日（水）から平成 29 年 4 月 14 日（金）まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙 3 参照)

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②JR 東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送
- ③JR 東日本エネルギー開発株式会社への書面のメール添付

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、2 通であり、環境保全の見地からの提出された意見は、15 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	P562 (エ) (オ) コウモリ類の調査結果について コウモリ類を音声で識別しているが国内では音声でコウモリ類の種同定はできない。 事業者はヤマコウモリとヒナコウモリを音声で識別しているが、これらの種は同一個体でも様々な周波数の声を出し、両種の周波数帯は混在するが、なぜ識別できるのか。 またヒメホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、ユビナガコウモリ、アブラコウモリをそれぞれ音声で識別しているが他種の可能性はないとなぜ断定できるのか。事業者の同定結果は恣意的であり、科学的根拠がないということか。	コウモリ類の音声については、必ずしも確実に同定ができるとは考えておりません。コウモリ類の音声解析では一般的に用いられている解析ソフト BatSound により作成したソナグラムの波形や、その結果について専門家にもご意見を伺った上で確認種として記載しました。なお、確認種リストの注釈にも記載しているとおおり、必ずしも種の確定には至っておりません。
2	P562 (エ) (オ) コウモリ類の調査結果について まず予測以前の問題として、バットディテクターによる種の同定法に問題がある。 事業者は図鑑などを参考にしてパルスの形状、周波数の値から同定したと思うが、図鑑などにある周波数は特定地域の音声であり安易に同定に使用してはならない。 音声による識別は判別分析に使用するデータベースが必要であり生息種が未知の地域（各種のデータベースがない地域）ではそもそも種判別（同定）が出来ない。 また仮に生息種が判明した地域であっても、判別のためには各種の判定基準となる大量のデータベースが必要となる。 ヒメホオヒゲコウモリ（フジホオヒゲコウモリ）、コテングコウモリ、モモジロコウモリなどの FM 音はよく似ているので、誤同定する可能性が高い。 またユビナガコウモリとアブラコウモリ、モリアブラコウモリなどいずれも FM-QCF で形は似ているので誤同定しやすい。さらに対象との距離が近ければ FM 音に変化するので、特に注意が必要となる。 またヒナコウモリ、ヤマコウモリは 20kHz 台でピーク周波数に若干の差はあるが、ドップラー効果などにより周波数が変わる場合もある。また年齢や個体によりピーク周波数に差がある可能性も否定できない。よって、音声による種の同定は確実とは言えない。 音声による種の同定は地域ごとのデータベース（ライブラリー）が必要となるがそのライブラリーにはまず各種相当個体数のサンプルがあることが前提となる。仮にライブラリーがあったとしても音声による判別には必ず誤同定の可能性が付きまとうので、音声により無理に種を同定しないでいくつかの型に分けるほうがよい。 事業者は、確認種リストを修正してから予測をやり直すこと。 事業者の音声解析の結果は、 ・ヒナコウモリ科(20～30kHz;ヤマコウモリ属、ヒナコウモリ属、クビワコウモリ属) ・ヒナコウモリ科(40～50kHz;アブラコウモリ属、ユビナガコウモリ、テングコウモリ属、ホオヒゲコウモリ属、ウサギコウモリ属) ・キクガシラコウモリ の3つに区分するのが妥当であろう。	コウモリ類の音声については、必ずしも確実に同定ができるとは考えておりません。コウモリ類の音声解析では一般的に用いられている解析ソフト BatSound により作成したソナグラムの波形や、その結果について専門家にもご意見を伺った上で確認種として記載しました。なお、確認種リストの注釈にも記載しているとおおり、必ずしも種の確定には至っておりません。 ご指摘にもあるとおおり、バットディテクターによる確実な種の同定はできないものの、現在、最も有効的な調査機器・解析手法を行なった結果として示しています。可能性の高い種として、現地調査時の確認状況や生態特性も踏まえた上で影響予測を行うことが事業者としての最大限の努力であると考えております。

3	P703、P704 ヒナコウモリ・ヤマコウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）について ヒナコウモリについては「本種は改変区域で確認されており、ブレードの回転範囲に相当する高度（約 30m 以上）で確認されている。特に 8 月の調査では 9 日間で 107 回の確認があった。風速 6m/s 以上になるとほとんど飛翔しないことから（定格風速は 12m/s）影響は小さいものと予測するが、コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」、ヤマコウモリは「本種は改変区域で確認されており、ブレードの回転範囲に相当する高度（約 30m 以上）で確認されている。7 月に 8 日間で 82 個体、8 月に 8 日間で 66 個体、9 月に 17 日間で 158 回確認があったものの、風速 6m/s 以上になるとほとんど飛翔しないことから（定格風速は 12m/s）影響は小さいものと予測するが、コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。 種の識別が問題だが、7～8 月にかけてヤマコウモリ類とヒナコウモリ類が計 413 個体も確認されている。常識的に考えれば、これだけ高頻度に出現していればコウモリ類へ「影響がない」とは言えない。 「風速 6m/s 以上になるとほとんど飛翔しないことから（定格風速は 12m/s）影響は小さいものと予測する」とあるが、P52 に「カットイン風速は、4m/s」とあるので風速 6m/s 以下で風車は回っている。またカットイン後、低速風になってもブレードはそのまま回転を続けるので、低風速であってもバットストライクが生じる可能性は高いのではないか。	コウモリ類の 7 月から 9 月までの飛翔頻度は、高度別に日平均で数回から 20 数回前後となります。 バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。 したがって、事後調査を行い、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。
4	P703、P704 ヒナコウモリ・ヤマコウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）について 「本種は改変区域で確認されており、ブレードの回転範囲に相当する高度（約 30m 以上）で確認されている。（中略）風速 6m/s 以上になるとほとんど飛翔しないことから（定格風速は 12m/s）影響は小さいものと予測するが、コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とあるがなぜ「コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことにより、予測には不確実性が伴う」のか？因果関係が説明されていない。そもそも「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「予測が確実」といえるのか？ またともに予測ができないのは事業者が予測手法を知らないことが原因であろう。自らの不勉強を棚に上げ、「既往知見数の少なさ」の所為にするな。	風力発電事業における法アセスはまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってからバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内における既往知見はほとんどありません。
5	P795 コウモリ類の保全措置について 「これらの環境保全措置を講じることにより、（中略）施設の稼働による重要な種への影響はない、もしくは極めて小さい、小さいものと考えられることから、実行可能な範囲で回避、提言が図られているものと評価する」とあるが 「バットストライクの保全措置」が記載していないのでこの文章は不適切である。	前述の意見への事業者見解に記載したとおり、風力発電事業における法アセスはまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってからバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内におけるバットストライクの発生メカニズムは明らかとなっていないことから、効果的な保全措置は今のところないものと考えております。 したがって、事後調査を行い、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。
6	P795 コウモリ類の保全措置について 「鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘因される可能性を低減するため、ライトアップは行わない」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。研究によれば	予測においては影響要因の可能性のあるものを選定しております。ナセルの熱もさることながら、風力発電機の塗色も昆虫類を誘引する可能性があるとも示唆されてお

	昆虫類が誘引されるのはライトアップだけでなくナセルの熱も要因であることがわかっている。「夜間のライトアップを行わない」ことは「コウモリ類の保全措置として効果がない」ことを事業者は認識しているのか？	り、またコウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えております。
7	コウモリ類の保全措置について P703、P704 コウモリの予測結果結果から「コウモリ類への影響」は確実である。「予測には不確実性が伴う」としても、影響があるならば、なぜ「フェザリング（ブレードの回転制御）等の環境保全措置」の検討を「重要なコウモリ類への著しい影響が生じると判断した際」まで先延ばしにしてよい根拠になるのか？「不確実性を伴うにせよ影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきではないのか？ ----- 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。	バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。 したがって、事後調査を行い、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。
8	P796 コウモリ類の保全措置について 「著しい影響が生じると判断した際」とあるが、何個体以上のコウモリが死んだら「著しい影響」とするつもりか。つまり事業者は風車 1 基あたり年間何個体のコウモリを殺すつもりか？その数を述べよ。 そもそもコウモリを殺すことは法律で禁止されている。コウモリが風車で死ぬことを予想しながら適切な保全措置をとらないのは、「未必の故意」であろう。 バットストライクを軽減する効果が確認されたのはカットイン風速を上げること、低速風時のフェザリングである。そして「ライトアップ回避」はバットストライクの低減効果がない。よって事業者は「ライトアップ回避以外」の保全措置、つまり「カットイン速度を上げることと低風速時のフェザリング」を至急検討し実施すること。	前述の意見への事業者見解に記載したとおり、事後調査を行って、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。
9	コウモリ類への保全措置について 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」直接的な理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は可能であろう。	バットストライクについては、事後調査を行った結果を秋田県に報告することとなっております。その結果を踏まえて、地域個体群の存続が危ぶまれるなどといった場合には、専門家や行政機関より追加的な環境保全措置を検討するようにとの指導があるものと考えております。
10	コウモリ類への保全措置について 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることで低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置	事後調査を行って、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。

	を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた、論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。 以上の理由から事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し実施するべきだ。	
11	調査結果について ① ヤマコウモリおよびヒナコウモリは任意または音声ロガー調査（D500X・D1000X）のみの確認とされ、ヒナコウモリ科 1・2 から区別されている。一般的には両種を音声で同定することはできないが、どのような解析を用いて同定したのか、音声パルスの解析結果、統計処理方法および結果等を明確に示すこと。他種についてもすべて示すこと。 ② 表 10.1.4-4 においてヒナコウモリが確認されている。本種は秋田県の絶滅危惧 IB 類である。しかし、626 ページの重要な哺乳類（現地調査）には記載がない。なぜ、重要種から除外したのか理由を示すこと。	① コウモリ類の音声については、必ずしも確実に同定ができるとは考えておりません。コウモリ類の音声解析では一般的に用いられている解析ソフト BatSound により作成したソナグラムの波形や、その結果について専門家にもご意見を伺った上で確認種として記載しました。なお、確認種リストの注釈にも記載しているとおり、必ずしも種の確定には至っておりません。 ② ご指摘の件については、評価書にて修正致します。
12	コウモリ類の音声ロガーによる高度別調査結果について ① 本事業における風力発電機のローター回転域は地上 35 m 域であることから、上段（50m）は衝突高度に区別され、中段（30m）で記録された音声も録音可能範囲を考慮すれば衝突高度に区分される（30m 高を飛翔している記録ではないため）。従って、上段および中段のデータは「衝突域を飛翔するデータ」として、表を作成し、図も上段中段を重ねたグラフで表示すること。そして、これら踏まえて予測評価をやり直すこと。 ② ピーク周波数帯別（種群別）の出現状況を図表で示すこと。 ③ 表 10.1.4-7 の 9 月是他の月と比較して、空間利用回数が大幅に突出している。この時期はコウモリ類が移動を行っている時期と考えられており、本事業地が通過場所となっていることは明らかである。しかし、南側風況観測塔の上段はすべての調査期間が欠測しているため、重要なデータが得られていない。9 月の調査をすべて（2 地点）でやり直すこと。	① 上段のマイクは上方向、中段及び下段は水平方向に向けて設置しており、指向性の高いマイクを使っておりますので、概ねブレード回転域とそれより低い高度のデータが得られているものと考えております。 ② 評価書において検討いたします。 ③ 7 月から 9 月まで高度別出現頻度は日平均で数回から 20 数回前後となります。また、風況観測塔 2 地点の出現状況の傾向もほとんど差がないものであり、このような欠測データが発生することも想定して 2 地点での調査を行っておりますので、重要なデータは得られているものと考えております。
13	予測評価について ヒナコウモリの予測評価において、「7 月に 82 個体、8 月に 66 個体」が確認されていることが記述されている。この生息個体数は極めて多く、地域個体群レベルである。従って、移動経路やブレード等への衝突により、地域個体群に多大な影響を与えると予想すべきである。	コウモリ類の 7 月から 9 月までの飛翔頻度は、高度別に日平均で数回から 20 数回前後となります。 バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。 したがって、事後調査を行い、バットスト

		ライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。
14	評価の結果について ① ライトアップについてはそもそも実施の予定が記述されていないことから、保全措置とならない。また、昆虫類は発電機の稼働による熱、すなわち遠～赤外線に誘引される種群も存在している。 ②すでに国内では多数のバットストライクが確認されており、不確実性は伴わない。バットストライクが起こることを前提に予測評価し直すこと。 ③ 当該地域においては高度別音声調査により、風速 6m/s 以上ではコウモリ類の出現が少ないことが明らかとなっていることから、現時点での有効な保全措置として、風速 6m/s 以下ではフェザリングを行い、カットイン風速は 6 m/s 以上に設定する。何のために多額の費用をかけて現地調査を行ったか事業者は考えて欲しい。	① 予測においては影響要因の可能性のあるものを選定しております。ナセルの熱もさることながら、風力発電機の塗色も昆虫類を誘引する可能性があるとも示唆されており、またコウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えております ②③バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。 したがって、事後調査を行い、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。
15	事後調査について ① 現地調査ではヤマコウモリが確認されている。本種は「鳥獣保護法」における「希少鳥獣」である。すなわち法律で保護されている種であり、殺傷を行う場合は許可が必要である。他種についてもコウモリ類の殺傷は厳しく制限されている。本準備書ではコウモリ類のバットストライク（死亡）を確認するために事後調査を行う計画だが、死亡個体が確認された場合は誰が法的責任を負うのか事前に対処法を明記する事。 ② 保全措置も行わずに、コウモリ類の死亡（殺傷）を前提とした調査は法律・倫理上問題である。事業者および委託者は企業としてコンプライアンスを厳守する必要があるのではないのか。「専門家の指示に従った」等の責任転換は行わないこと。 ③ コウモリ類の事後調査は、鳥類と同様の調査を行うのではなく、高度別調査結果等に基づき、死体探索調査時期の重点化を行うこと。さらに、9月の調査に欠測が見られることから、風力発電機が稼働するまでの期間、準備書同様の高度別調査を行う必要がある。その結果から事後調査時期の重点化を行うこと。 ④ 事後調査中においても、前述の 14. ③を実施し、15. ③の結果から、フェザリングやカットイン風速の調整を行う場所、行わない場所を合理的に決定すること。	① バットストライクによる死亡個体が拾得された場合には、秋田県自然保護課にご連絡することになっており、何らかの行政指導があった場合にはそれに従います。 ② 予測の結果には不確実性が伴うため、事後調査を行い、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することとします。 ③ 今後、各関係機関からの審査の過程でも同様のご指摘があれば検討いたします。 ④ 事後調査を行い、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な

		環境保全措置を検討することとします。
--	--	--------------------

別紙 1

日刊新聞紙における公告

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「由利大内ウインドファーム風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称 JR 東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 山本康裕
事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号
二、第一種事業の名称 由利大内ウインドファーム

種類 風力発電事業
規模 発電設備出力 最大四万二千 KW
三、対象事業実施区域 秋田県由利本荘市新沢及び
岩城上蛇田地内ほか

四、関係地域の範囲 秋田県庁本庁舎 環境管理課、
五、縦覧の場所・時間 秋田県由利地域振興局 福祉環境部、由利本荘市役
所生活環境課、由利本荘市大内総合支所 市民福祉課、由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課(いずれも土・日・祝日を除く開庁時)

電子縦覧 <http://www.jr-energy.jr-group.ne.jp/>
期間 平成二十九年三月一日(水)から
平成二十九年三月三十一日(金)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成二十九年四月十四日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)もしくは電子メールにて送付ください。

七、準備書説明会を開催する日時・場所

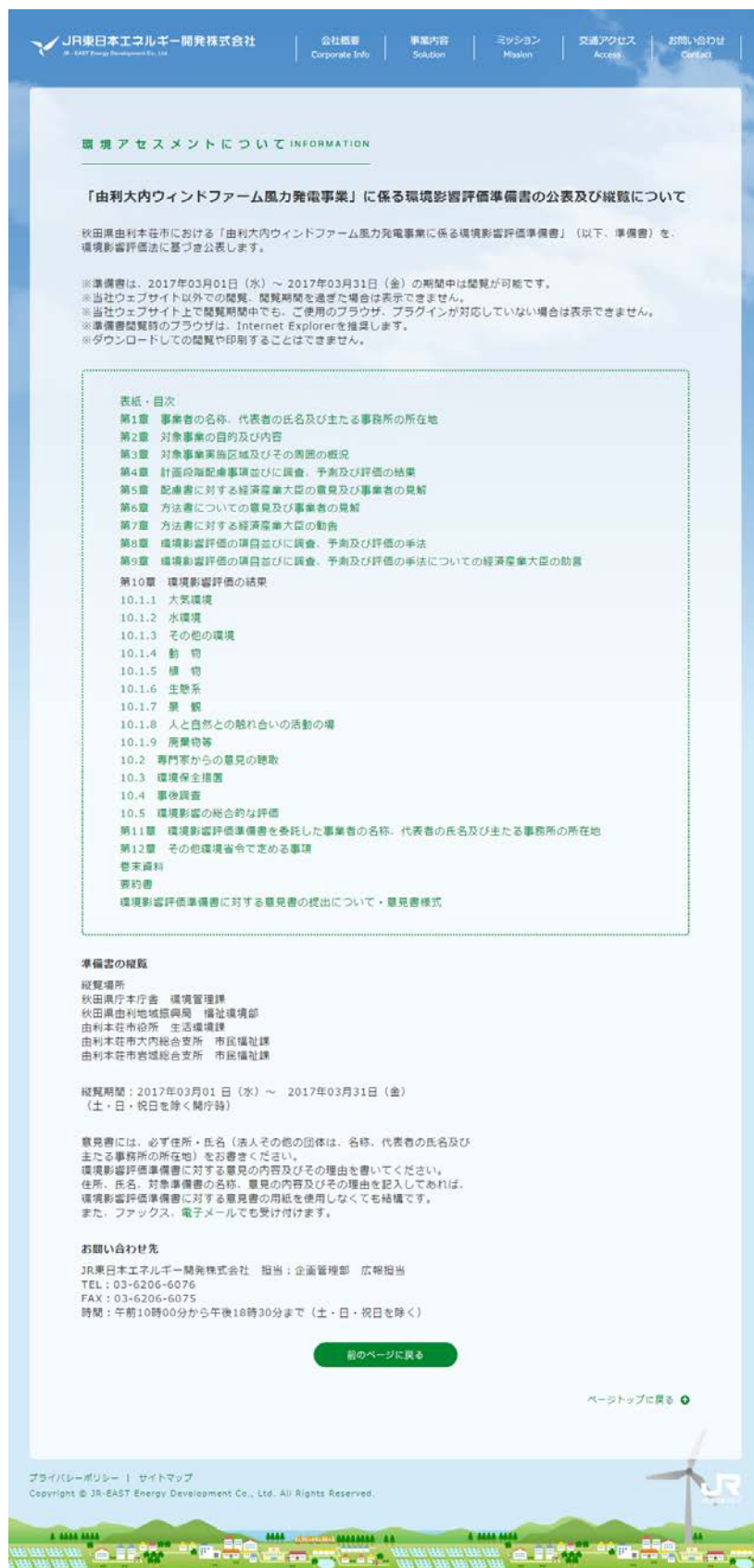
平成二十九年三月二十五日(土)十四時から
岩城総合支所亀田出張所 一階応接室
(由利本荘市岩城亀田亀田町字田町四十二)
平成二十九年三月二十六日(日)十四時から
大内総合支所下川大内出張所 二階 大広間
(由利本荘市松本字上原川十四番地一)

八、問い合わせ先

JR 東日本エネルギー開発株式会社 事業開発部
〒一〇五〇〇四 東京都港区新橋三丁目三番十四号
田村町ビル九階 電話〇三(六二〇六)六〇七六
電子メール a-jed01@jr-energy.co.jp
(担当)企画管理部 広報担当

インターネットによるお知らせ(1)

JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト



環境アセスメントについて INFORMATION

「由利大内ウィンドファーム風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

秋田県由利本荘市における「由利大内ウィンドファーム風力発電事業に係る環境影響評価準備書」（以下、準備書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

※準備書は、2017年03月01日（水）～2017年03月31日（金）の期間中は閲覧が可能です。
 ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期限を過ぎた場合は表示できません。
 ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
 ※準備書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
 ※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況
- 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 方法書についての意見及び事業者の見解
- 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
- 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
- 第10章 環境影響評価の結果
 - 10.1.1 大気環境
 - 10.1.2 水環境
 - 10.1.3 その他の環境
 - 10.1.4 動 物
 - 10.1.5 植 物
 - 10.1.6 生態系
 - 10.1.7 景 観
 - 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場
 - 10.1.9 廃棄物等
 - 10.2 専門家からの意見の聴取
 - 10.3 環境保全措置
 - 10.4 事後調査
 - 10.5 環境影響の総合的な評価
- 第11章 環境影響評価準備書を受託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第12章 その他環境省令で定める事項
- 参考文献
- 要約書
- 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について・意見書様式

準備書の縦覧

縦覧場所
 秋田県庁本庁舎 環境管理課
 秋田県由利地域振興局 福祉環境部
 由利本荘市役所 生活環境課
 由利本荘市大内総合支所 市民福祉課
 由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課

縦覧期間：2017年03月01日（水）～2017年03月31日（金）
 （土・日・祝日を除く開庁時）

意見書には、必ず住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をお書きください。
 環境影響評価準備書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。
 住所、氏名、対象準備書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価準備書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。
 また、ファックス、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：企画管理部 広報担当
 TEL：03-6206-6076
 FAX：03-6206-6075
 時間：午前10時00分から午後18時30分まで（土・日・祝日を除く）

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ
 Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

インターネットによるお知らせ(2)

秋田県のウェブサイト

[ホーム](#)
[分野別](#)
[都道府県別](#)


[ウェブサイト内を検索する](#)

[サイト内を検索する](#)

[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

由利大内ウィンドファーム風力発電事業

2017年02月01日 | コンテンツ番号 | 10019

項目名	内容
事業名	由利大内ウィンドファーム風力発電事業
事業者	J R 東日本エネルギー開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	由利市本町新沢及び岩城上郷地内ほか
関係地域	由利本町市
事業の規模	最大42,000kW



公演日	平成29年3月1日
観覧時間	平成29年3月1日～3月31日
観覧場所	秋田県庁本庁舎 生活環境部環境管理課 秋田県金沢市南浜町 緑化推進部 山形県佐野地区 生活環境課 山形県庄内市緑の空間 市民福祉課 山形県庄内市緑の空間 市民福祉課
インターネットによる公表	募集ウェブサイト
開催期間	・平成29年3月25日 14時から 山形県佐野地区緑の空間展示場（1階広場） ・山形県庄内市緑の空間展示場（4F） ・平成29年3月26日 14時から 山形県庄内市緑の空間展示場（2階大広間） （山形県庄内市平上原1-4番地1）
意見提出期限	平成29年4月14日（当日消印有効）
意見書	
結果発表	
評価	
公表日	
観覧時間	
観覧場所	
募集期間	募集受付日
募集内容	募集終了時期 (予定)
募集対象	関係者
お問い合わせ先	公表方法等

ダウンロード

- ・計画書概要見込
- ・実施要領見込

※本資料を見るときにはビューワソフトが必要な場合があります。
[詳しくはビューワー機能をご覧ください。](#)（右クリックで開きます。）

このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

Tel：010-660-1271 FAX：010-660-3081 E-mail：kakken@pref.akita.lg.jp

秋田県庁

〒010-8570 秋田県秋田市中区山王丁1番1号

Tel：010-860-1111（代表）

E-mail：info@pref.akita.jp

開庁時間：平日8時30分から17時15時まで（夏季差支除く）

[アクセシビリティ](#) [個人情報保護](#) [著作権情報](#)

地域情報

青森地域	岩手地域
山形地域	秋田地域
山梨地域	長野地域
富山地域	石川地域
福井地域	岐阜地域
滋賀地域	京都地域
奈良地域	和歌山地域
三重地域	滋賀地域
愛知地域	岐阜地域
静岡地域	伊豆半島地域
中部地域	近畿地域
北陸地域	関東地域
東北地域	北海道地域

◎ サイトマップ ◎ ガイドライン ◎ 個人情報取り扱い ◎ 著作権・リンク・免責事項